

申 述 書 金銭消費貸借契約（金銭貸借1回分・期限未到来）

当事者全員が公証役場に出頭し、公正証書に署名押印する場合。

受付日 平成 年 月 日  
完成希望日 平成 年 月 日

○債権者 住所

氏名 職業  
電話番号

○債務者 住所

氏名 職業  
電話番号

○連帯保証人 住所

氏名 職業  
電話番号

○貸借日 平成 年 月 日

○貸借金 金 円

○元金の弁済方法

- 一括払い 弁済期限 平成 年 月 日
- 分割払い 平成 年 月から同 年 月まで  
毎月 日限り 回に亘り、  
各金 円宛支払う。  
(ただし 初 最終 回は金 円)
- ボーナス加算等  
期間中の毎年 月と 月は各金 円を計 回

※不定期など、書ききれない場合は、裏面または別紙に記載のこと。

○利 息 年利率 %  
( ) 元金と同時払 ( ) 元利均等償還 ( ) 利息先払 利息後払

○遅延損害金 年 %

《法定利率最高限度》	10万円未満	100万円未満	100万円以上
利 息	20%	18%	15%
遅延損害金	29.2%	26.28%	21.9%

○期限の利益喪失事項

- イ. 分割払金の支払を（1回でも、 回分以上）怠ったとき
- ロ. 他の債務につき強制執行（仮差押を含む）を受けたとき
- ハ. 他の債務につき競売、破産または民事再生手続開始の申立があったとき

○強制執行認諾条項 ( ) 認諾する

○債権者と債務者の間柄及び商取引の有無、本契約をするに至った事情、借金の使用目的等

○本件契約の証拠書類

○譲渡担保付のときはその実情

以上のとおり相違なく、不正に強制執行を免れるため虚偽の契約をしたりなど致しておりません。もし虚偽の事実を公証人に申し述べて公正証書を作成した場合は刑罰に処せられることがあることは承知しています。

債権者 印

債務者 印

連帯保証人 印

宮崎公証役場 TEL0985-28-3038 (受付予約)